

令和5年度

第1回 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会

観光振興課 インバウンド・国際室  
学校教育課

第5章 各人権課題に対する施策の方向性 第6項 外国人  
17 ページ No.135 国際交流コーナー管理運営

【質問事項】

外国籍児童生徒は義務教育の対象にはならない。しかしながら、外国籍で不就学の子どもについては学校教育でしっかりと彼らを受け入れ、社会の一員として育てることが必要であると考え。それが実現しなければ、彼らはその後の人生の選択肢が狭まり日本社会に馴染むことができず、結果として社会のリスクになる可能性もあるのではないかと思う。憲法では外国籍の児童生徒に義務教育は保障されていないものの、なるべく長野市においては積極的に受け入れる体制を取って頂きたいと考えている。長野市として外国籍の子どもたちの学校教育についてどのような考えをお持ちであるのかお聞きしたい。

【担当課からの回答】

ご質問に記載のあるとおり、学齢（6歳～15歳）の外国籍の子どもの就学義務はありませんが、本市では、長野市立小中学校へ就学を希望する場合、日本人児童生徒と同様に受け入れる体制を取っております。

また、小学校3校と中学校4校の計7校に日本語指導教室を設置しており、言葉の支援を行っております。日本語指導教室には、担当教員を1人ずつ配置し、一人一人のニーズに応じた支援、指導をしております。加えて、学校からの要請に応じて日本語指導巡回指導員を派遣し、日本語指導教室や通常の学級の授業内での通訳といった支援を行っております。

このように外国籍の子どもとその保護者が安心して生活できるよう、困り感や願いに寄り添いながら支援に取り組んでまいりたいと考えております。

(参考)

○日本語指導教室

芹田小学校、徳間小学校、篠ノ井西小学校

柳町中学校、裾花中学校、犀陵中学校、篠ノ井西中学校

○日本語指導巡回指導員

各言語対応可能な個人を派遣

中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、英語（小学校のみ）